

定款、規則等の一部修正の概要について

平成22年7月13日から、JA3HXJ長谷川理事を委員長とした「定款・規則等改正審議委員会」を開催し、来る11月21日に開催する臨時総会に上程する定款、規則の改正案等を鋭意検討して参りました。その後、内閣府の認定等委員会事務局の事前審査を開始し、一部修正を指摘されましたが、それらを合わせて今般定款、規則等の一部を修正しようとしている概要は下記のとおりです。

なお、認定等委員会事務局の定款審査担当者の精査は継続中ですので、更に修正を行うことになるかも知れませんことを御了知おき下さい。会員各員に議案として発送する際には完了したものをお送りすることとしております。

記

【定款変更関係】

1 第11条（会員の資格の喪失）

第3号の「成年被後見人又は被保佐人になったとき」及び第4号の「若しくは失踪宣告を受け」を削ります。

（理由）これらは定款の任意的記載事項なので不要として削除しました。

2 第13条第1項（除名）

「総社員の」を「総社員の半数以上であって、総社員の」に改めました。

（理由）JARLの社員の議決権は、「1人につき一個」で、本来なら「半数以上であって」との言葉は不要なのですが、認定等委員会事務局から法律に合わせた言葉に修正してもらいたいと指摘されたものです。

3 第18条第5項（社員の数、選出方法等）

社員に欠員が生じた場合の補充選挙について規定しました。

（理由）社員に欠員が生じた場合の補充選挙は、選挙規程に設けておりますが、認定等委員会事務局から定款上にも表記してもらいたいと指摘されたものです。

4 第23条第1項（理事の職務等）

理事の職務を明記しました。

（理由）理事の職務は法律上に規定されていますが、認定等委員会事務局から定款上にも表記してもらいたいと指摘されたものです。

5 第25条第2項（役員の任期等）

言葉の整理をしたものです。

6 第26条（解任）

「総社員の」を「総社員の半数以上であって、総社員の」に改めました。

(理由) JARL の社員の議決権は、「1人につき一個」で、本来なら「半数以上であって」との言葉は不要なのですが、認定等委員会事務局から法律に合わせた言葉に修正してもらいたいと指摘されたものです。

7 第 29 条 (顧問)

「選任」を「任免」に改めました。

(理由) 理論上、選任だけではなく解任もあり得るのではないかと認定等委員会事務局から指摘されましたので改めることとしました。

8 第 39 条第 2 項 (議決権等の省略)

「参入」を「算入」に改めました。

(理由) 文字の間違いを修正します。

9 第 40 条 (決議の省略)

第 2 項として掲げていた「理事が社員全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことを社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。」を削ります。

(理由) 全社員に社員総会に報告すべき事項を通知し、全社員から書面による同意を得ることは有り得ないのではないかと判断により削除することとしました。

10 第 41 条 (議事録)

「社員総会の議事録」を「社員総会の議事」に改めました。

(理由) 「録」との文字は不要なので削除することとしました。

11 第 61 条 (定款の変更)

「総社員の」を「総社員の半数以上であって、総社員の」に改めました。

(理由) JARL の社員の議決権は、「1人につき一個」で、本来なら「半数以上であって」との言葉は不要なのですが、認定等委員会事務局から法律に合わせた言葉に修正してもらいたいと指摘されたものです。

12 第 67 条第 1 項 (広告)

言葉の整理をしたものです。

13 附則第 2 の項 (最初の代表理事等の氏名)

代表理事及び業務執行理事の氏名を記載します。

(理由) 一般社団法人に移行する際には、最初の代表理事の氏名を記載した定款変更案を総会で議決することを認定等委員会が求めています。

代表理事たる会長等の選定は、総会での議案審議終了直後に理事会を開催して決定するため、第 52 回総会での定款変更等の議案上程時には未定でしたので、やむを得

ず「〇〇〇〇」として空欄としていましたが、来る11月21日に開催する臨時総会開催時には代表理事及び業務執行理事が選定されていますので、その氏名を記載することとしました。

14 附則第5の項（最初の社員）

一般社団法人日本アマチュア無線連盟の最初の社員の選出の方法をより明確にするとともに、その任期を「一般社団法人の設立登記を行った時から、平成26年に開催する定時社員総会の終結の時まで」と規定しました。

（理由）一般社団法人日本アマチュア無線連盟の最初の社員は、どのような選出方法で選ばれた人であるかを明確に規定するとともに、任期を平成26年の定時社員の終結のときまでとしました。

後段の任期に係る記述がないと社員の任期は、平成24年に開催する定時社員総会の終結時までとなり、その後も社員として活躍するためには、平成24年早々に告示する選挙に再度立候補していただく必要が生じてしまいますので、臨時社員選挙で選ばれる最初の社員に限り、平成26年の定時社員総会終結時までの「約2年半」とすることとしました。

【規則改正関係】

1 第20条（選定の方法及び定数）

関東地方本部区域から選出する社員の数は4人増やして「20人」としました。

（理由）関東地方本部区域内から選出する社員数は、原案の16人であると少ないとの指摘がありました。根拠を明確に示すことは困難ですので、委員長提案を了承し20人としました。

2 第22条（被選挙権）

(1) 第1項第2号に規定する理事の候補者の立候補者には、「別に定める役員の就任年齢及び重任の制限に抵触しないものであること」との新たな条件を課しますとともに、条件を条文の中に羅列しますと文章が長くなって読み難いので、ア（正員歴）、イ（住所）、ウ（定年・重任）と項目建てとして分かり易いように修正しました。

(2) 上記(1)のとおり、第2号に規定する理事の立候補者の条件を項目建てにしましたことから第1号に規定する社員の候補者の条件も項目建てに改めました。

（理由）理事の硬直化を防ぐために役員の定年及び重任の制限を理事会申し合せにより規定しますが、その根拠を第1項第2号ウに設けることとしました。

なお、理事会申し合わせとして、役員の候補者（推薦理事と監事を除く。）として選出される者の定年は「告示月の7日現在において75歳未満」とし、重任は「連続して4期8年まで」とする予定です。

3 第23条第1項（立候補の推薦）

社員を選出する選挙に立候補しようとする者は、3人以上の正員の推薦が必要としまし

た。

また、第 1 項に社員に関することを規定することとしたことから、従来の第 1 項を第 2 項に移しました。

(理由) 当初社員を選出する選挙においては、正員の推薦は不要としていたが、やはり必要だと判断して第 1 項に規定しました。

4 附則第 4 の項

会費前納者は、なお当分の間会費の納入を免除することを規定しました。

(理由) 第 52 回総会において第 7 号議案の「会費前納者の取扱いに関する特別決議案」が否決され、今般規則の全面改正であることから会費前納者の会費は、なお当分の間免除するとし、規則の附則に規定しました。

【選挙規程改正関係】

1 第 8 条 (立候補の届出)

社員を選出する選挙の立候補者の届出書類に正員の推薦書を追加しました。また、第 3 項の当初案にあった「宅配便」は適正でないため改めました。

(理由) 社員を選出する選挙の立候補者は、規則第 23 条第 1 項の規定により正員の推薦が必要となったことから、立候補者が提出しなければならない書類に追加し、規定を整理しました。また、第 52 回総会時に提出した第 6 号議案には「宅配便」と不適切な記述があったため改めました。

2 第 12 条第 1 項 (候補者の告示)

立候補受付期間の途中の時点で立候補の受付状況を受付順に Web に掲載するようにします。

(理由) 選挙の際の立候補の促進のために、受付期間の途中の段階で受付状況を受付順に掲載することとしました。

3 第 19 条 (投票数)

すべての選挙は、選挙の区分ごとに 1 名の候補者に投票することとしました。

(理由) 全国から選出する理事の候補者の選挙は、当初、選挙の定数までの数を投票することができるとしていましたが、これを改め、全ての選挙において 1 名の候補者に投票することとしました。

【臨時社員選挙実施要領関係】

1 第 3 条 (選挙の定数および方法等)

規則第 20 条と同様に関東地方本部区域から選出する社員数は 4 人増やして 20 人としました。

(理由) 関東地方本部区域内から選出する社員数は、原案の 16 人であると少ないとの指摘

がりましたが、根拠を明確に示すことは困難ですので、委員長提案を了承し 20 人としました。

2 第 10 条（立候補届）

臨時の社員を選出する選挙の立候補者の届出書類に正員の推薦書を追加しました。

（理由）社員を選出する選挙の立候補者は、規則第 23 条第 1 項の規定により正員の推薦が必要となったことから、立候補者が提出しなければならない書類に追加しました。

3 第 8 条（選挙の時期）

「第 52 回通常総会」となっていた文言を、臨時総会に合わせ「平成 22 年 11 月 21 日に開催する臨時総会」に修正しました。

4 附則

施行日を「平成 22 年 11 月 21 日」の臨時総会での承認日としました。

（理由）一般社団法人の認可時までに社員を選出する必要があるため、臨時社員選挙実施要領の施行は、今般の臨時総会で承認された日としました。

（以上）